

熊本市私道整備補助金交付申請における承諾書の取扱いに関する要綱

制定 平成26年8月19日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市私道整備補助金交付規則(昭和52年規則第18号。以下「規則」という。)第5条第2項に規定する整備工事又は補修工事の施行箇所となる土地に係る所有者の承諾書の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(承諾書の添付を省略させることができる場合)

第2条 規則第5条第2項に規定する市長が特別な理由があると認めるときは、次の各号に掲げる事由のいずれにも該当するときとする。

- (1) 承諾書を得ることができない共有の土地の所有者(以下「未承諾共有者」という。)の中に反対の意思表示をしている者又は態度保留の意思表示をしている者がいないこと。
- (2) 未承諾共有者を除いても、なお当該共有の土地の所有権の持分の割合の過半数に係る承諾書が提出されていること。
- (3) 次のア又はイのいずれかの事由に該当すること。

ア 次のいずれかの事由により未承諾共有者の所在が確認できないため、承諾書を得ることが困難であると認められること。

(ア) 登記上の住所及び住民票上の住所に連絡文書を送付したにもかかわらず、宛先不明で返送されたこと、又は複数回連絡文書を送付しても何ら応答がないこと。

(イ) 住民票の調査の結果、登記上の所有者の死亡が確認された場合において、戸籍の調査により当該登記上の所有者の法定相続人の調査を行い、当該法定相続人の住所に連絡文書を送付したにもかかわらず、宛先不明で返送されたこと、又は複数回連絡文書を送付しても何ら応答がないこと。

イ 未承諾共有者が病気等により判断能力が欠けており、又は不十分であり、かつ、後見人等の代理人が存在しないため、当該未承諾共有者の承諾書を得ることが困難であると認められること。

(交付申請書に添付する書類)

第3条 規則第5条第2項後段に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 承諾書の不足に関する理由説明書及び誓約書(別記様式)
- (2) 前条第3号に規定する確認、調査等を実施したことを証する書類

附 則

この要綱は、平成26年8月26日から施行する。

別記様式（第3条関係）

承諾書の不足に関する理由説明書及び誓約書

年 月 日

熊本市長（宛）

申請者（共同施行代表責任者）

住所

氏名

電話

年 月 日付けで提出しました私道整備（補修）補助金交付申請書に添付すべき私道の整備工事又は補修工事の施行箇所となる共有の土地に係る所有者の承諾書のうち、次に掲げる者に係るものにつきましては、次に記載する理由により添付ができませんでした。

つきましては、熊本市私道整備補助金交付規則第5条第2項の規定に基づき承諾書の一部の添付の省略を認めていただきますよう、お願いいたします。

なお、本件補助対象工事終了後、これらの所有者又はその関係人から異議が出された場合においては、当方において一切を処理し、熊本市に迷惑をかけないことを誓約いたします。

1 承諾書の添付がない共有の土地の所有者

土地の所在及び地番	持分	住所	氏名

2 1の共有の土地の所有者からの反対又は態度保留の意思表示の有無（有 ・ 無）

3 承諾書の添付がない理由

--

※ 記載欄が不足する場合は、欄を追加し、又は別紙を添付すること。

※ 理由とした事実を証する書類を添付すること。